

青梅市条例第20号

青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年7月1日

青梅市長 大勢待 利 明

青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の  
利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個  
人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報提供に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を次のように改める。

1 削除	
------	--

別表第2第2項の表の1の項を次のように改める。

1 削除		
------	--	--

別表第2第2項の表の2の項中「地方税関係情報」を「地方税法その他の地方税に関する法律にもとづく条例の規定により算定した税額またはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）」に、「住登外者宛名情報」を「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）」に改め、14の項中「国民健康保険法」の次に「(昭和33年法律第192号)」を、「高齢者の医療の確保に関する法律」の次に「(昭和57年法律第80号)」を、「児童扶養手当法」の次に「(昭和36年法律第238号)」を、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の次に「(昭和39年法律第134号)」を、「国民年金法等の一部を改正する法律」の次に「(昭和60年法律第34号)」を、「児童手当法」の次に「(昭和46年法律第73号)」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。